

答 申

諮問第126号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）のうち、本件異議申立ての対象となった部分（以下「本件争点部分」という。）を非開示とした部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年4月5日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求の開示決定等期限延長通知を行った上で、平成26年4月30日付け消第81号により一部を非開示決定とし、その余については、平成25年度立入検査概要及び平成26年2月17日付け起案電気工事業立入検査について（伺い）（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、平成26年5月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った部分開示決定中、条例第7条2号により非開示となった、〇〇〇〇、〇〇〇〇（行政書士）の部分については、開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関

して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

「条例第7条2号の規定により、事業を営む個人の当該個人に関する情報は除くとされており、〇〇〇〇は当時本件無許可・無資格工事を行なった個人の下請業者としており、〇〇〇〇は本件無許可建築工事に係る許可申請登録について立ち会った個人の業者である行政書士」であり、条例第7条2号の規定により個人の業者である情報を非開示とすることは不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求内容及び本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、当該文書の開示・非開示の判断に時間を要し、条例第12条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないため、平成26年4月22日付けで開示決定等期限延長通知書を送った。

実施機関では、消防保安課による本件開示請求に係る被害者救済の対応状況がわかる情報については、「作成又は取得していないため」との理由で、非開示決定を行った。

また、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者が「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和45年法律第96号、以下「電気工事業法」という。）第22条等に違反する疑いがあったため、同法第29条に基づき立入検査を行い、確認したものが本件公文書であり、異議申立人に立入検査概要等の公文書を特定し、平成26年4月30日付けで部分開示決定を行った。

実施機関では、開示請求書中の「和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の個人の業者による無資格・無許可営業により、アース配線・IH配線・単3切替・オール電化・太陽光発電等の明らかに「電

気工事」が行なわれており、その被害が複数の県に亘って数百件にも上る」と記載されている部分に関して、県として、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者を違法な業者であると認定し開示を行ったものではなく、そういった記載は除いて、公文書の特定を行ったものである。

本件争点部分に関し、個人の名前が二人あがっていることについて、そのうちの一人は、個人の業者の臨時の従業員であり、下請け業者ではないと考えたため、非開示とした。また、別の行政書士の名前については、本来の業務として何らかの形で関わっていれば開示されるが、知人として同席されただけであり、名刺をいただいたため、行政書士という肩書きを記載したものである。

2 その他

諮問第124号については2度にわたる補正通知に応じなかったが、補正した内容で別件請求として、本件開示請求を行い、異議申立てのあった案件が、本件である。また、その後別途、ほぼ同一内容の請求で、平成26年4月18日付保有個人情報開示請求を受け、平成26年4月30日に、部分開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により見分したところ、本件公文

書は、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者に関して、電気工事業法違反の疑いがあるとされた事例についての行政指導等をまとめた以下に掲げる公文書である。

ア 立入検査概要（添付資料として業者より提出を受けた労務日報他、日当明細、領収書）

イ 電気工事業立入検査について（伺い）の起案文書

3 本件処分について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、（一部略）特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は開示をしないことができるとしている。

(2) 条例第7条第2号該当性の判断について

和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者から労務費を受け取った個人が、個人事業主であるか、個人であるかの点について、実施機関は、当時は臨時雇い、日雇いであり、事業を営む個人ではなかった旨主張するため、そのことを確認するために、本件公文書に基づき確認したところ、個人事業主とは認められなかった。よって、実施機関が特定の個人と識別できるものであると認め、非開示と判断したことは妥当である。

また、行政書士がその業務として出席したのか、個人として出席したのかの点について、実施機関は、行政書士の業務としてではなく、知人として同席した旨主張するため、そのことを確認するために、同様に本件公文書に基づき確認を行った。すると、本件公文書に記載されている行政書士については、消防保安課が行った電気工事業立入検査概要に記載されている出席者名であり、本件公文書においては行政書士の業務として関与しているとは認められなかったため、知人として同席したもの

と解することが相当である。よって、実施機関が特定の個人と識別できるものであると認め、非開示と判断したことは妥当である。

4 その他

異議申立人は、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者を違法な業者であるとの主張を伴って開示請求を行ったが、実施機関は、当該開示請求内容について、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者を違法な業者であると認定し開示を行ったものではないように、当審査会も実施機関と同様に当該業者が違法であると認定したものではない旨、付記しておく。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年6月9日	○諮問（実施機関）
平成26年7月4日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年7月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成26年9月29日	○審議
平成26年10月27日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年11月18日	○審議

平成26年12月15日	○審議
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 4 月 5 日	平成 26 年 1 月に和歌山県技術調査課に苦情申立てのあった和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者による無資格・無許可営業により、アース配線・IH 配線・単 3 切替・オール電化・太陽光発電等の明らかに「電気工事」が行なわれており、その被害が複数の県に亘って数百件にも上ることから、その監督機関である和歌山県消防保安課による本件調査状況と被害者救済の対応状況がわかる情報。(無資格業者による電気工事は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 36 条、電気工事士法第 14 条に該当する犯罪であり、後日感電・火災事故を起こす原因となるため、早急な対応を求める。)